

令和 6 年度

医療的ケア等の実施を伴う 保育所等の利用に関するご案内



利用を希望される場合は、利用希望の保育所等が所在する区の受付窓口までお問い合わせください。

入所相談・申込 受付窓口	緑子育て支援センター	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階	電話 042-775-8813
	〃 (城山担当)	緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	電話 042-783-8060
	〃 (津久井担当)	緑区中野 613-2 津久井福祉保健センター 1 階	電話 042-780-1420
	〃 (相模湖担当)	緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	電話 042-684-3737
	〃 (藤野担当)	緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2 階	電話 042-687-5515
	中央子育て支援センター	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階	電話 042-769-9267
	南子育て支援センター	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3 階	電話 042-701-7723
受付時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時		

相模原市子ども・若者未来局保育課 042-769-8340

医療的ケア等の実施を伴う保育所等の利用をお考えの方へ

相模原市では、日常生活の中で恒常的に喀痰吸引や経管栄養等の医療行為（医療的ケア）等を必要とする、お子さまが保育所等の利用を希望される場合、安全・安心にご利用いただけるよう「保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、利用の検討段階からお子さまと保護者の支援に取り組んでおります。



←「保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドライン」

保育所等の利用をお考えの場合は、次の事項についてご確認いただき、利用を希望される保育所等が所在する区の子育て支援センターへ直接又は電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

1 ご案内の対象となるお子さま

就労など保育の必要性がある方(2号・3号)で、次のいずれかに該当するお子さま

- ・ 恒常的に医療的ケアを必要とするお子さま
- ・ 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複しているお子さま



幼稚園等(1号・新1号)を利用される場合は、
就労など保育の必要性の要件は問いません

2 利用日と利用時間



- ・ 利用日は、原則、月曜日から金曜日までの5日間となります。
- ・ 利用時間は、原則、最長で8:30～16:30までの8時間となります。

最終的な利用時間は、利用調整等により保育所等への入所が決定した後、保育所等と協議の上、決定します。また、医療的ケアを実施する看護師が不在となる等、安全な利用が確認できないと保育所等が判断した場合は、利用ができない日がありますのでご承知おきください。

療育手帳をお持ちの場合は、
A1もしくは、A2に該当するお子さま

3 利用申込みに向けて



・ 利用申込みの前に、利用を希望する施設が所在する区の子育て支援センターへ直接又は電話にて入所相談をしてください。 利用開始希望月によって、入所相談の受付期間が異なります。(例)翌年度4月に入所を希望する場合は、5月末日までに入所相談をしてください。 利用開始までの流れは、4ページをご確認ください。

・ 利用の申込みにあたっては、お子さまの健康状態や利用を希望される保育所等の状況等を踏まえ、安全な利用が可能であるかご確認いただくことが必要です。確認にあたっては、市が保育所等との連絡調整や面談、施設見学等を通じて得た参考意見をお伝えする等、様々な支援をさせていただきます。

・ 利用の申込みをいただいた場合、利用が可能であるかにつきましては、市の入所調整(2号認定、3号認定)や各施設の判断(1号認定、新1号認定)により決定します。

4 お子さまの健康状態に関する主な確認事項

・お子さまの健康状態について、面談や施設見学等を通じて、確認する主な事項は、次のとおりです。



在宅での状況

ご相談の時点で、保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅で安定した生活を1年間以上送っていること

症状の現状や変化

ご相談の時点で、症状の悪化が認められない、もしくは回復傾向にあり、症状の悪化が予見されないこと

集団生活への対応

感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクが低いこと

職員の見守りの中で、他の児童との集団生活が可能であること
(常にバイタルサインの確認が必要でないこと等)

集団生活を送ることが、児童の健康への過度な負担とならないこと

医師との協力関係

同行受診や面談、医療的ケアの手技指導等、主治医との適切な連携が可能であること

5 利用に向けて相談が可能な施設



・看護師が配置されており、利用に向けて相談が可能な施設は、下表のとおりです。
・実際の利用については、面談や施設見学等により、お子さまの状態や施設の状況等を踏まえた上で、利用調整等にて決定します。

なお、職員体制の変更等により、相談が可能な施設が変更となる場合があります。

区	施設類型	施設名称	設置主体	所在地
緑区	保育所	高見保育園	社会福祉法人	緑区東橋本 3-16-9
		城山中央保育園	相模原市	緑区久保沢 1-5-47
中央区	保育所	ひよこ保育園	社会福祉法人	中央区上溝 7-5-3
		陽光台保育園	相模原市	中央区陽光台 3-19-1
	認定こども園	認定こども園 すこやか	社会福祉法人	中央区横山 4-12-14
		愛の園ふちのべこども園	社会福祉法人	中央区淵野辺 1-16-5
南区	保育所	谷口保育園	相模原市	南区上鶴間本町 4-47-10
		東林保育園	相模原市	南区相南 1-13-17
	認定こども園	認定こども園 モモ	社会福祉法人	南区鶴野森 1-21-4

・設置主体が「相模原市」の施設(市立保育園)について、上記表以外の施設の利用を希望される場合は、保育課(042-769-8340)までご連絡ください。

6 利用開始までの流れ 【(例)翌年度4月1日入所の場合】



子育て支援センターに入所相談（4月～5月）

利用希望の保育所等が所在する区の子育て支援センターへご相談ください。
利用開始までの流れ、児童の状態の確認、保育所等に関する情報提供を行います。
利用に向けた検討を進める場合は、面談等に向けて調査票等の提出をお願いします。

陽光園によるお子さまの健康状態等の確認・保育所等の施設見学・保育体験（6月～7月）

陽光園と保育課の職員が面談を行い、医療的ケアの内容や必要な配慮事項、お子さまの状態等についてを確認します。（**面談には、お子さまもご同席ください。**）

状態の確認にあたっては、「主治医意見書」等、医療機関で取得いただく書類の提出が必要です。また、保護者の同意をいただいた上で、食事などの必要な場面について録画をお願いする場合があります。

面談等を踏まえ、見学を希望する施設（複数可）を保育課までご連絡ください。

施設を見学いただき、利用希望の施設を保育課にご連絡ください。

（**施設見学には、お子さまもご同行ください。**）

必要に応じて、保育所等以外の利用についてご案内します。

陽光園 (TEL 042-756-8435)

〒252-0226 中央区陽光台 3-19-2

市役所

保育課から参考意見のお知らせ・利用申込みに向けた検討（9月）



お子さまの健康状態や施設見学の状況等を踏まえ、医師や保育所等の関係者から保護者が利用申込みを検討いただく際に参考としていただく意見（集団生活への対応、施設の環境等）を聴取し、保育課からお知らせします。

お知らせした参考意見等を踏まえ、利用申込みの対応についてご検討ください。

【利用申込みする場合】保育所等の利用申込み（10月～11月）

利用申込みの案内に沿って、利用申込みを行ってください。



利用調整の結果のお知らせ（1月下旬）

保育の必要性、医療的ケア等の観点から利用調整を行い、調整結果を保護者にお知らせします。（1号認定、新1号認定児は、各施設で利用の可否を決定し、お知らせします。）

【利用決定の場合】医師の指示書提出・重要事項説明書の確認と同意（2月～3月）

医療機関へ医療的ケアや食事の提供等に関する注意点等を記載した指示書の作成を依頼し、利用する保育所等へ提出してください。

保育所等が作成する利用にあたっての重要事項（利用時間、緊急時の対応等）をまとめた重要事項説明書を確認いただき、内容について保育所等と合意します。



利用開始（翌年度の4月）

慣らし保育を進めながら、保育所等の利用を開始します



4月1日入所以外で入所を希望する場合は、入所相談や利用申込みの時期が異なります。また、1号認定・新1号認定児は、入園申込みの時期等について、直接、利用を希望する施設にご確認ください。